

**令和2年度 関西広域連合
舞台芸能交流フェスティバル（仮称）開催業務 仕様書**

1 業務概要

(1) 業務名

舞台芸能交流フェスティバル（仮称）開催業務

(2) 業務目的

関西を代表する舞台芸能や地域の伝統芸能、また若者によるパフォーマンス等の実演を通して、関西の文化的魅力を国内外に幅広くPRするとともに、関西への誘客を促進する。

(3) 業務期間

契約締結日～令和2年9月30日（水）

(4) 開催日程

ア 日時

令和2年7月18日（土） 午後1時～午後5時（予定）

イ 会場

① 大阪市中央公会堂（全館利用）※メイン会場は大集会室

大阪市北区中之島1丁目1番27号

② 中之島公園（水上劇場及びその周辺を中心とするエリア）

大阪市北区中之島

※ 会場は委託者において確保し、その使用料は委託者が負担する。

※ 設営は開催前日、撤去は開催当日に実施すること。

ウ 参加者数（想定）

① 大阪市中央公会堂 約1,000人

② 中之島公園 約2,000人

エ 内容（予定）

① 大阪市中央公会堂でのイベント（以下「屋内イベント」という。）の開催

(a) 関西の伝統芸能等（3演目想定）の実演

② 中之島公園でのイベント（以下「屋外イベント」という。）の開催

(a) 関西各地の地域芸能、若者によるパフォーマンス等の実演（12演目想定）

(b) 関西各地の地域文化の紹介ブースの設置（10ブース想定）

2 委託業務内容

(1) プログラムの企画、参加者募集等

ア プログラムの企画・出演者との調整（屋内イベント・屋外イベント共通）

(ア) プログラムの企画

a 関西の文化の魅力を広く国内外に発信するため、次の観点から工夫を行うこと。

① 屋内イベントにおいては、関西の伝統芸能をプロの出演者により披露し、これまでそれらの伝統芸能にあまり触れる機会がなかった方々（外国人を含む）をターゲットとして、その魅力を分かりやすくかつ適切に伝える演出・構成を行

うこと。

② 屋外イベントにおいては、地域ゆかりの芸能や、若者によるダンス・音楽などのパフォーマンスなどを各地域で活動する方々により披露し、関西文化の裾野の広さや新たな息吹をPRすること。併せて、本フェスティバルを開催する大阪市中之島エリアに人の流れを誘引するための工夫を行うこと。

- b 関西文化の魅力を事前広報及び当日のプログラムを通じて関西各地の方々にPRするとともに、関西への観光周遊・誘客をめざすものとする。
- c 例えば、関西各地の食文化や祭事など、関西文化の豊かな魅力を来場者にPRし、本フェスティバル開催中を通じて集客が見込める工夫を行うこと。
- d なお、上記 a～c の業務を行うに当たっては、委託者が指定するアドバイザーと十分に調整を行うこと。

(イ) 出演者との調整

- ・屋内イベント及び屋外イベントの実施に当たって必要な出演者との調整を行い、その出演経費を出演者へ支払うこと。
- ・出演経費（謝金及び諸経費（旅費・機材運搬費等））として次の金額を見込むこと。

屋内イベント出演者（3団体想定）	300万円（謝金及び諸経費）
屋外イベント出演者（12団体想定）	300万円（諸経費のみ）

(ウ) 司会者の手配

司会者については、受託者において候補者を提案し、委託者と調整の上、手配を行うこと。また、その出演経費（旅費を含む）については、受託者が受託金額の範囲内で調整し、支払うこと。

イ 参加者の募集に関する事務（屋内イベント）

- ・屋内イベント一般参加者の募集、受付、申込リスト作成、参加票（参加ハガキ）の制作及び郵送等。
 - ※ 一般参加者は事前申込制とすること（WEB特設ページを受託者において作成し、インターネットからも申込できるように対応すること）。

ウ 会場整理誘導・管理業務（屋内イベント・屋外イベント共通）

- ・参加者数に応じた人員の配置のもと、誘導計画を作成すること。
- ・会場案内及び誘導の人員を配置し、運営管理すること。特に屋外イベントにおいては、前日夜間における警備員の配置及び当日の会場周辺の人の流れや交通状況、天候等に注意を払うなど、適切な安全管理と臨機応変な対応を行うこと。
- ・各会場内及び屋内・屋外会場間をスムーズに移動出来るよう、参加者の目につきやすく分かりやすい案内表示（サイン）を作成・掲示すること。

エ ロビーの活用（屋内イベント）

- ・大集会室ロビーを活用して、関西の伝統芸能や文化資源のPRを行うこととしており、PRに当たっての展示物は委託者において用意する。受託者はその展示物を効果的に活用し、参加者に分かりやすく、興味関心をひくような展示になるよう、委託者と調整の上、PRを実施すること。
- ・同じく大集会室ロビーにて、関西の伝統芸能や地域芸能等の映像を放映することとしており、映像素材は委託者において用意する。受託者は、映像素材を編集の上、

- ・モニター等の放映用機材を準備し、委託者と調整の上、当日放映すること。
 - ・展示物等の設置・管理・撤去等については、委託者に連絡調整した上で行うこと。
- オ ブース設営・出展要項作成業務（屋外イベント）
- ・関西各地の豊かな文化（例：食文化・祭事・文化遺産など）を紹介するブースを屋外に設置することとしており、受託者は、ブース出展に係る要項の作成及び基本的なブース（テント及び机・椅子）を設営するとともに、人々をイベント会場に誘引するような工夫を行うこと。

（２） 本フェスティバルの運営等

- ・委託者が指定する出演者との連絡調整、司会者との連絡調整、当日のアテンド、時間管理、出演経費の支払い。
- ・会場管理者との連絡調整、会場設営（舞台及びステージ設営、看板等装飾、音響・照明、映像等）、撤去及び付属設備等使用料の支払い。
- ・手話通訳の手配、謝金の支払い。
- ・逐次通訳（英語）の手配、謝金の支払い。
- ・進行管理（会場レイアウト図、タイムテーブル、運営マニュアル、進行台本その他資料作成を含む）の実施。
- ・参加者の受付・案内・誘導（参加者数の把握含む）。
- ・参加者、出演者及び施設等の安全管理。
- ・イベント保険への加入と保険料の支払い（対人・対物補償を含んだ賠償責任補償）。
- ・当日の設営・会場風景等の写真撮影。
 - ※ 撮影した写真は、委託者が無償で、撮影者のクレジット無しで使用できるものとする。

（３） 本フェスティバル当日配付資料の作成等

- ・プログラム（日英併記）の制作・印刷（屋内イベント）
- ・会場ガイド（日英併記）の制作・印刷（屋内イベント・屋外イベント共通）
本フェスティバル全体の内容や各会場における催し・配置等を分かりやすくまとめること。
- ・参加者アンケート（日本語のみ）の制作・印刷・筆記具の準備（屋内イベント）
アンケート内容については、様々な立場における満足度・要望などを聴取出来るよう工夫するとともに、可能な限り多数の回答回収に努めること。
- ・配布資料のセット（屋内イベント）
プログラム、会場ガイド、アンケート、同封チラシ等（A4チラシ約20種類を想定）の袋詰め作業及び封入する封筒の準備。
 - ※ すべての配布資料は委託者と調整の上、制作すること。
 - ※ 日英併記に係る翻訳作業は委託業者にて行うこと。

(4) 広報・宣伝

- ・ 広報チラシ及びポスターの制作・印刷・郵送等。
チラシ 150,000部 (A4×両面、カラー、コート紙 90kg (同等品可))。
ポスター 300部 (B1、カラー)。
制作したチラシ及びポスターについては、効果的に広報できる配布箇所を受託者において提案し、委託者との調整を行った上で、各配布箇所に送付すること。
- ・ 本フェスティバルへの集客はもちろんのこと、関西広域連合の文化振興の活動を幅広い世代に周知するため、新聞広告、交通広告などの効果的な広報媒体について企画提案すること。
- ・ その他本フェスティバルの事業効果をより高めるための取組があれば提案し、実施すること (任意)。

3 成果物の提出

- ・ 事業報告書 紙ベース 15部及びデータ 1部
事業内容やアンケート集計・分析結果等をテキスト、図表、写真等を使って分かりやすくまとめた事業報告書を作成し、データと合わせて事業終了後すみやかに提出すること。
- ・ チラシ・ポスター等の広報物 紙ベース 3部及びデータ 1部
- ・ 参加者名簿 紙ベース及びデータ 各 1部
- ・ 出席状況の最終的なとりまとめ 紙ベース及びデータ 各 1部
- ・ 配付資料等 紙ベース 3部及びデータ 1部
- ・ 回収したアンケート回答票 (原紙) 1部
- ・ 記録写真データ 1部
当日の設営・会場風景等の写真を撮影し、プリント及び電子データ (JPEG 等) で提出すること。写真は、委託者が無償で撮影者のクレジット無く使用出来るものとする。
- ・ 開催記録、議事要旨、文字起こし 紙ベース及びデータ 各 1部
- ・ 関西広域連合WEBサイトへの開催記録掲載のための作成原稿 (紙ベース及びデータ) 1部 等

4 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本業務仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、安全かつ円滑、正確に行うこと。
- (2) 本業務仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議の上、決定すること。
- (3) 委託で得られた成果物の全ての著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む) は、委託者に帰属する。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- (4) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- (5) 提案された内容すべてにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額

については、双方が調整すること。

- (6) 受託者が本業務によって委託者または第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずること。